

議案第 38 号

損害賠償の額を定め和解することについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 25 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

運転手付自動車運行業務委託（長期継続契約）の協議解除に当たり、損害賠償の額を定め和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

損害賠償の額を定め和解することについて

あきる野市は、平成 30 年 5 月 24 日付けで締結した運転手付自動車運行業務委託（長期継続契約）において、契約書約款第 17 条第 1 項の規定により協議解除するに当たり、下記のとおり損害賠償の額を定め和解する。

記

1 和解する相手方

横川観光株式会社

代表取締役 山口 和彦

2 和解の要旨

- (1) 本件に係る損害賠償の額を 5,076,044 円とし、あきる野市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 相手方は、本件で受けた損害について、当該賠償金の支払によって本契約を解除することを確認する。